

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示		ページ
○保安林の指定予定の通知	(治山林道課)	1
○公共測量の実施の通知(5件)	(用地対策課)	1
○道路の区域変更(2件)	(道路課)	1

告 示

高知県告示第891号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年12月9日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町大井川字宮添林2024、字古屋林2028、2029の1、2031の1、字中古屋林2047の1から2047の3まで、2051の2、字向イダバ2142、字松ヶ奈路2158、字蜂ノ山2179の1、字鱈淵2196の3、字唐松山2258、字沖重林2308の1、字横道山2394の11、2394の18、字日表山2411の7
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第892号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年10月27日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同

法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年12月9日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(航空レーザ測深)
- 作業期間
令和4年9月10日から令和5年3月10日まで
- 作業地域
高知市及び土佐市

高知県告示第893号

高知県土木部高知土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年11月16日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年12月9日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(路線測量)
- 作業期間
令和4年11月21日から令和5年3月17日まで
- 作業地域
高知市宇津野

高知県告示第894号

高知県土木部須崎事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年11月18日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年12月9日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)
- 作業期間
令和4年9月27日から令和5年1月31日まで
- 作業地域
高岡郡津野町

高知県告示第895号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年11月18日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年12月9日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(4級基準点測量、現地測量、路線測量)
- 作業期間

令和4年11月21日から令和5年2月28日まで

- 作業地域
安芸郡東洋町生見及び野根(阿南安芸自動車道海部野根道路(土佐国道事務所管内))

高知県告示第896号

高知県土木部安芸土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年11月22日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年12月9日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)
- 作業期間
令和4年11月22日から令和5年3月17日まで
- 作業地域
安芸郡北川村平鍋地区

高知県告示第897号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年12月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路線名 493号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡東洋町野根字 中高畑丁306番1	前	5.4 }	165
	後	15.1 }	165

高知県告示第898号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年12月9日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年12月9日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市竹屋敷字赤 藪182番1から 四万十市竹屋敷字桑 ノ木屋式180番1ま で	前	4.1 ∟ 6.6	116
	後	5.0 ∟ 25.5	116